

教育訓練給付金のご案内

教育訓練給付金とは？

労働者の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した方に対し、その費用の一部が支給される制度です。

対象となる教育訓練は、そのレベルなどに応じて3種類があり、それぞれ給付率が異なります。

対象講座

対象の教育訓練は、約17,000講座。

具体的な講座は、**教育訓練給付制度【検索システム】**で検索できます。



オンラインで受講できる講座や、夜間・土日に受講できる講座もあり、働きながら受講することができます。

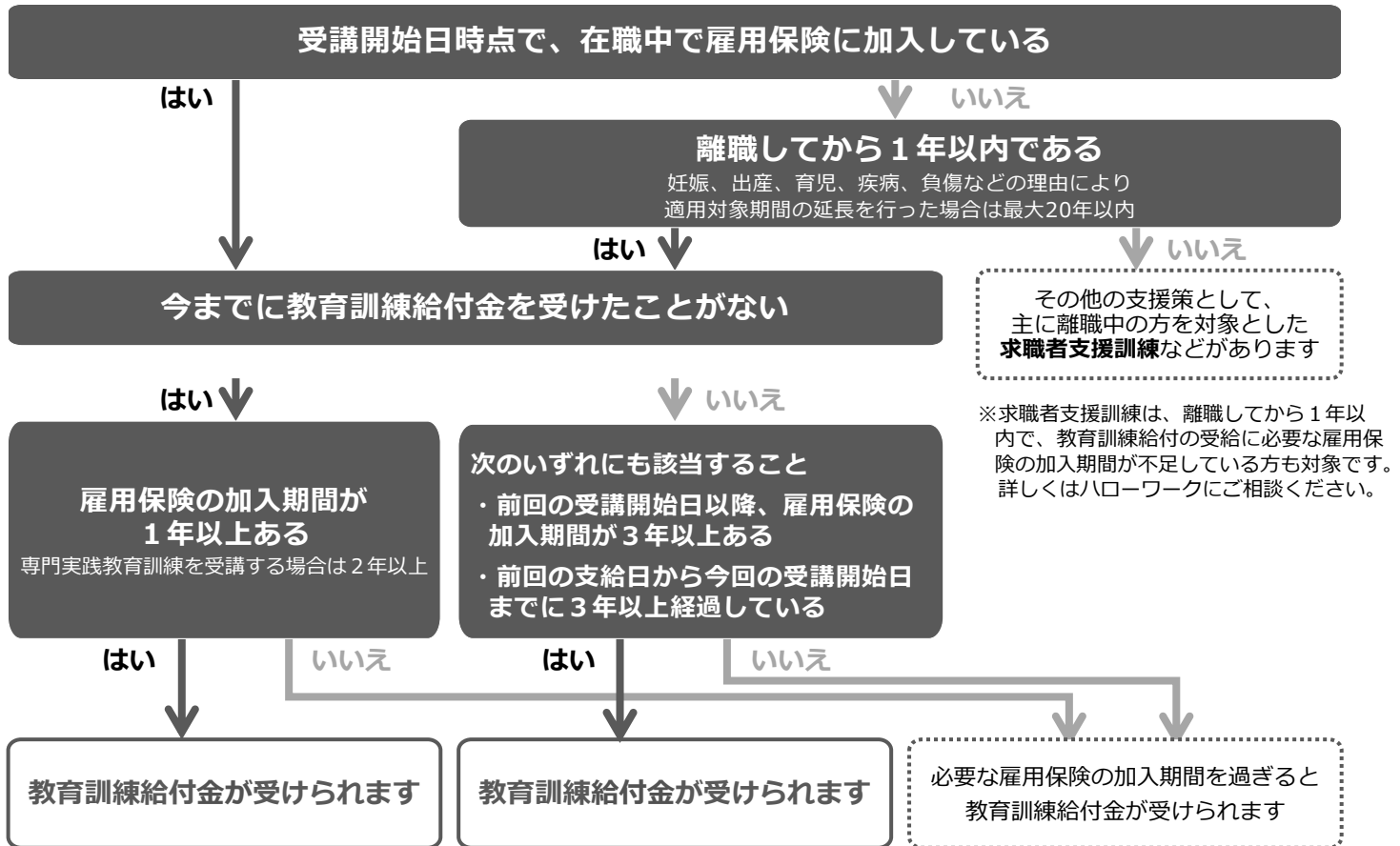
教育訓練 検索

検索

教育訓練の種類と給付率	対象講座の例
専門実践教育訓練 最大で受講費用の80% [年間上限64万円] を受講者に支給 ※2024年9月までに受講開始した場合 最大で受講費用の70% (年間上限56万円)を支給	業務独占資格などの取得を目標とする講座 ・介護福祉士、看護師・准看護師、美容師、社会福祉士、 歯科衛生士、保育士、調理師、精神保健福祉士、はり師 など デジタル関係の講座 ・第四次産業革命スキル習得講座（経済産業大臣認定） ・ITSSレベル3以上の情報通信技術関係資格の取得を目標とする講座 大学院・大学・短期大学・高等専門学校の課程 ・専門職大学院の課程及び外国の大学院の経営管理に関する学位課程 (法科大学院、教職大学院、MBA など) ・職業実践力育成プログラム（文部科学大臣認定） など 専門学校の課程 ・職業実践専門課程（文部科学大臣認定） ・キャリア形成促進プログラム（文部科学大臣認定）
特定一般教育訓練 最大で受講費用の50% [上限25万円] を受講者に支給 ※2024年9月までに受講開始した場合 受講費用の40% (上限20万円)を支給	業務独占資格などの取得を目標とする講座 ・介護支援専門員実務研修、介護職員初任者研修、特定行為研修、 大型自動車第一種・第二種免許 など デジタル関係の講座 ・ITSSレベル2の情報通信技術関係資格の取得を目標とする講座 大学等、専門学校の課程 ・短時間の職業実践力育成プログラム（文部科学大臣認定） ・短時間のキャリア形成促進プログラム（文部科学大臣認定）
一般教育訓練 受講費用の20% [上限10万円] を受講者に支給	資格の取得を目標とする講座 ・輸送・機械運転関係（大型自動車、建設機械運転等）、 介護福祉士実務者養成研修、介護職員初任者研修、税理士、 社会保険労務士、Webクリエイター、CAD利用技術者試験、 TOEIC、簿記検定、宅地建物取引士 など 大学院などの課程 ・修士・博士の学位などの取得を目標とする課程

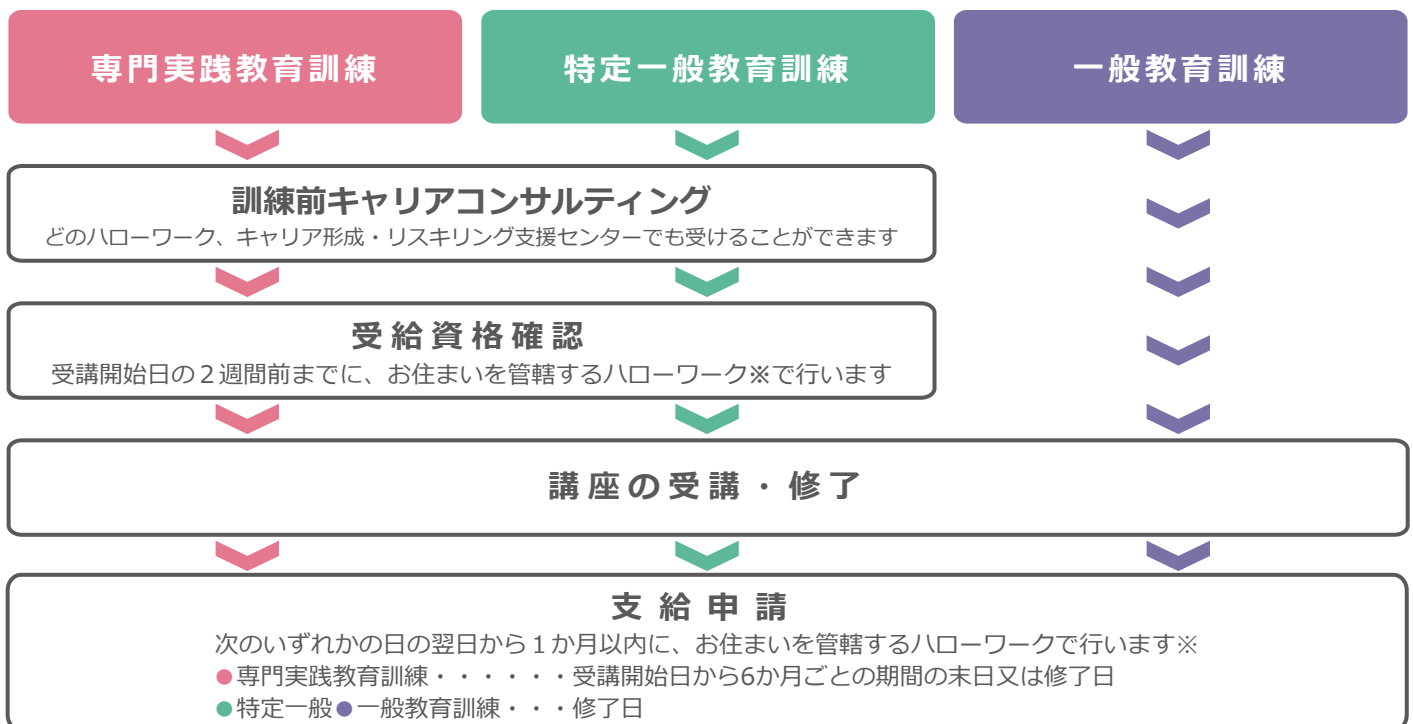
給付条件

教育訓練給付金を受けるには、雇用保険の加入期間などの条件があります。
パート・アルバイトや派遣労働者の方も対象です。



➡ ハローワークで支給要件照会の手続きをすると、給付が受けられるかどうかをより詳しく調べることができます。

給付手続き



※「e-Gov電子申請 (<https://shinsei.e-gov.go.jp/>)」から電子申請も可能です。

お問い合わせ

給付条件や手続きの詳細な内容は、お住まいを管轄するハローワークにお問い合わせください。

厚生労働省ホームページ（教育訓練給付制度について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html



教育訓練給付金の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付金を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

- (1) 特定一般教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接特定一般教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料に限られます。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付（一つの講座について、クリアファイル等の総額千円未満の安価な物品等を付与する場合は除く。）その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要となります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

- (4) 特定一般教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、特定一般教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあつては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものとは認められていませんので、特定一般教育訓練給付金の支給を受けることはできません。

特定一般教育訓練明示書(様式例)

講座の名称	介護支援専門員専門研修課程Ⅱ				
実施方法	① 通学 (昼間・夜間・土日) ② 通信 スクーリング(回数 3回)				
指定講座番号(15桁)	1422019	—	2610013	—	1
講座の創設年月日	特定一般教育訓練給付金対象講座の指定期間 平成19年11月30日	過去一年の講座実績	入講者数(11人)	修了者数 (11人)	
訓練期間	2ヶ月		総訓練時間	32時間	
1. 教育訓練目標					
①取得目標とする資格の名称、目標レベル			介護支援専門員		
②①に係る資格・試験等の実施機関名称			厚生労働省		
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等			必要なカリキュラムを受講し、修了評価テストに合格すること		
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況			職種－介護支援専門員 活用状況－居宅介護支援事業者や施設、地域包括支援センター		
2. 教育訓練の内容					
教科 (カリキュラム)		時間	使用教材名		
介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開		3	厚生労働省DVD		
ケアマネジメントの実践における倫理		2	厚生労働省DVD		
リハビリテーション及び福祉用具等の活用に関する理解		2	厚生労働省DVD		
生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント		2	[適切なケアマネジメント手法]の手引き その3、他		
脳血管疾患のある方のケアマネジメント		3	[適切なケアマネジメント手法]の手引き その3、他		
認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント		4	[適切なケアマネジメント手法]の手引き その3、他		
大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント		3	[適切なケアマネジメント手法]の手引き その3、他		
心疾患のある方のケアマネジメント		3	[適切なケアマネジメント手法]の手引き その3、他		
誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント		3	[適切なケアマネジメント手法]の手引き その3、他		
看取り等における看護サービスの活用に関する事例		3	[適切なケアマネジメント手法]の手引き その3、他		
家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント		4	[適切なケアマネジメント手法]の手引き その3、他		
3. 受講者となるための要件 (この講座を受講するために必要とされている条件など)					
①受講するに当たって必要な実務経験等		原則として神奈川県に登録し、介護支援専門員として実務に従事し、かつ研修開始時点で介護支援専門員証の有効期間がおおむね1年以上あり、就業後3年以上の者			
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準		専門研修課程Ⅰまたは更新研修実務経験者向け研修(専門研修課程Ⅰと同内容)を修了している			
③その他					
〔特記事項〕					

特定一般教育訓練明示書(様式例)

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況					
(1) 資格取得状況					
① 前年度の修了者数	11	人			
② ①に係る教育訓練の入講者数	11	人			
③ ②のうち目標資格の受験者数	11	人	受験率(③/②)	100.0	%
④ ③のうち合格者数	11	人	合格率(④/③)	100.0	%
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1	11	人			
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2	11	人			
<p>※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者が修了後に就職した者。 この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含まない。</p> <p>※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。</p>					
(2) 受講修了者による講座の評価等					
① 回答者総数			人		
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員		人		
	2 非正社員、派遣社員		人		
	3 その他の就業(自営業等)		人		
	4 非就業		人	②B: 非就業者計	
③ 受講開始前と現在の就業先の変化	1 受講開始時の就業先と現在の就業先は同じ		人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	
	2 受講開始時の就業先と現在の就業先(自営業等含む)は異なる(転職)		人		
	3 受講開始時は就業していたが、現在は就業していない		人		
④ 受講後の就業形態	1 正社員		人	④A: 就業者計	
	2 非正社員、派遣社員		人		
	3 その他の就業(自営業等)		人		
	4 非就業者		人		④B: 非就業者計
⑤ 受講後の賃金変化	1 3割以上増加した		人	⑤の回答数合計 ※④Aと同数(又はそれ以下)	
	2 1割以上3割未満増加した		人		
	3 1割未満増加した		人		
	4 変わらない		人		
	5 1割未満減少した		人		
	6 1割以上3割未満減少した		人		
	7 3割以上減少した		人		
⑥ 講座の受講の効果	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ		人	⑥の回答数合計	
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる		人		
	3 社内外の評価が高まる		人		
	4 早期に転職・再就職できる		人		
	5 希望の職種・業界に転職・再就職できる		人		
	6 より良い条件(賃金等)で転職・再就職できる		人		
	7 趣味・教養に役立つ		人		
	8 その他の効果		人		
	9 特に効果はない		人		
⑦ 受講開始時に就業していなかった受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した		人	⑦の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した		人		
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した		人		
	4 就職していない		人		
⑧ 講座の全体評価	1 大変満足		人	⑧の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)	
	2 おおむね満足		人		
	3 どちらとも言えない		人		
	4 やや不満		人		
	5 大いに不満		人		
(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)					
5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法					
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の			出席率100%、修了評価テストでテキスト等を見て解答、間違えた所は訂正して満点となれば合格		
(通信制講座の場合)					

特定一般教育訓練明示書（様式例）

6. 受講効果の把握方法							
(1) 修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)	出席率100%、修了評価テストでテキスト等を見て解答、間違えた						
(2) 修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	修了評価テスト						
7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法							
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	ファシリテーターによる助言・指導						
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の人事情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	資格更新するための手引きを渡し、更新の仕方について説明する。						
8. その他の事項							
指定教育訓練実施者名及び代表者名	特定非営利活動法人 かまくら地域介護支援機構 (代表者名: 佐藤 秀之)						
住所及び連絡先	〒247-0062 鎌倉市台2-8-1 台在宅福祉サービスセンター TEL 0467-46-0788						
施設名称及び施設長名	(施設長:)						
住所及び連絡先	TEL						
苦情受付者	氏名	所属	事務担当者	氏名	石渡	所属	事務局
連絡先	TEL		連絡先	TEL		0467-46-0788	
特定一般教育訓練経費	1. 特定一般教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)			32,200 円			
支払い方法	① 一括払	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)			0 円		
		② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	32,200 円		(うち、必須教材費 円)		
③ 両方可能	2. 特定一般教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)			0円			
	① 任意の教材費(税込額)					円	
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)					円	
	③ 施設維持費(税込額)					円	
	④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)					円	
3. 総額 (1+2) (税込額)			32,200		円		